

伊勢市条例第 号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年伊勢市条例第 2 号)
の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）が含まれるときは、当該懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(説 明)

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則に関する規定を改めるため、条例を改正しようとするものである。